

NTTグループにおける共同調達に関する検討会(第2回) ご説明資料

ソフトバンク株式会社

2020年4月28日

1. 前提

2. 各論(実施条件)

3. 各論(担保措置)

4. まとめ

1. 前提

2. 各論(実施条件)

3. 各論(担保措置)

4. まとめ

「公正競争を阻害しない範囲で例外的に認める」という 最終答申の記載に沿い、共同調達の許容可否・条件について検討が必要

【最終答申(情報通信審議会 令和元年12月17日)(関係部分抜粋)】

以上の環境変化や、NTT 再編時等と比較して禁止行為規制等の公正競争を確保するための一定の規律が整備されていることを踏まえれば、NTT グループの強い購買力を背景とした公正競争の阻害を防止するというNTT グループの共同調達に係るルールの趣旨は引き続き維持しつつも、公正競争を阻害しない範囲において例外的に共同調達を認めることは、調達コストの低減等の効果を通じて、利用者への利益の還元が期待されるとともに、グローバル展開や先端的な研究開発に対する投資の促進に資すると考えられる。また、上記のスキームを通じ、希望に応じて他の事業者も含めた共同調達が行われることにより市場の活性化が期待される。

他方で、公正競争を確保する観点からは、NTT グループにおいて、公正競争を阻害しない範囲での共同調達の実施に関する方針の策定、共同調達の状況の公表等の自主的な取組を行うとともに、共同調達を求めるに当たり、総務省において公正競争への影響等を検証することとし、NTTに対して共同調達の運用状況等に関する定期的な報告を求める等の担保措置が必要である。

注：NTTによれば、NTTグループ各社*1の調達額**2に占めるNTT及びNTT東西の調達額の割合は、NTTドコモ分社時(1994年度)の約8割から2017年度には約2割まで低下するとともに、NTT及びNTT東西の調達額も、2017年度には、NTTドコモ分社時の約1割に低下している。

※1 NTT、NTT東西、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ、NTTデータ、NTTコムウェア及びNTTファシリティーズを指す。

※2 ルータ・サーバ・伝送装置等のハードウェア、市販・開発ソフトウェア等(携帯端末等を除く。)に係る調達額を指す。

出典：NTTグループにおける共同調達に関する検討会(第1回) 資料1-2 事務局説明資料(総務省：2020年3月24日) P.6

共同調達の条件

- (1) 公正競争を阻害しない範囲において例外的に共同調達を認める
- (2) 利用者への利益の還元
- (3) 他の事業者も含めた共同調達
- (4) 公正競争を阻害しない範囲での共同調達の実施に関する方針の策定

事後措置

- 共同調達の状況の公表
- 公正競争への影響等を検証
- 共同調達の運用状況等に関する定期的な報告

1. 前提

2. 各論(実施条件)


3. 各論(担保措置)

4. まとめ

(1) 公正競争を阻害しない範囲において例外的に共同調達

公正競争環境を確保する取り組みとして、**NTT殿ご提案の内容のみでは不十分**

共同調達の実施方針、共同調達の状況の公表等

NTT 

- 共同調達の実施にあたっては、最終答申の内容も踏まえ、公正競争環境を確保する取り組みとして、以下の対応を実施する考え

- ① 不当な差別的取扱いを行わない等、電気通信事業法の趣旨を踏まえた対応を実施する
- ② NTT・NTT東西が参加する共同調達スキームに**NTTグループ外の電気通信事業者も参加できる機会を設ける**（調達元ベンダの了承、NTTグループ各社と同等の費用負担等が前提）※別紙1、2参照
 - 共同調達の状況の公表等を適宜実施する（経営情報に係るものは公表対象外）

①

電気通信事業法(禁止行為規制等)を遵守しても
結果的に公正競争を阻害する可能性がある

②

共同調達スキームへの
競争事業者の参加は事実上困難

(1) 公正競争を阻害しない範囲において例外的に共同調達

公正競争環境を確保する取り組みとして、NTT殿ご提案の内容のみでは不十分

他事業者提出意見に対する当社の考え (1 / 3)

NTT 

不公平な接続条件にはならない

- 共同調達の実施に伴い、NTT東西のネットワークとの接続において、「競争事業者では、仕様の違いによる新たな開発が伴い、期間や追加費用が必要になるなど、不公平な接続条件がもたらされる」とのご意見をいただいたが、

③ NTT東西がネットワークの機能の変更・追加を実施する際は、網機能提供計画を総務大臣に届出した上で、同計画を公表し、事業者等からの意見を受け付け、必要に応じて意見反映等することとしている。こうした対応は、NTTグループか否かに依らず、同一となっており、接続条件の公平性は確保されていること

- ✓ 共同調達の実施にあたっては、NTT・NTT東西と対象4社との間にファイアウォールを設ける考えであるため、共同調達の過程で対象4社がNTT・NTT東西の調達情報を知り得ることはないこと

を踏まえると、接続条件の公平性に影響は及ばないと考える

③

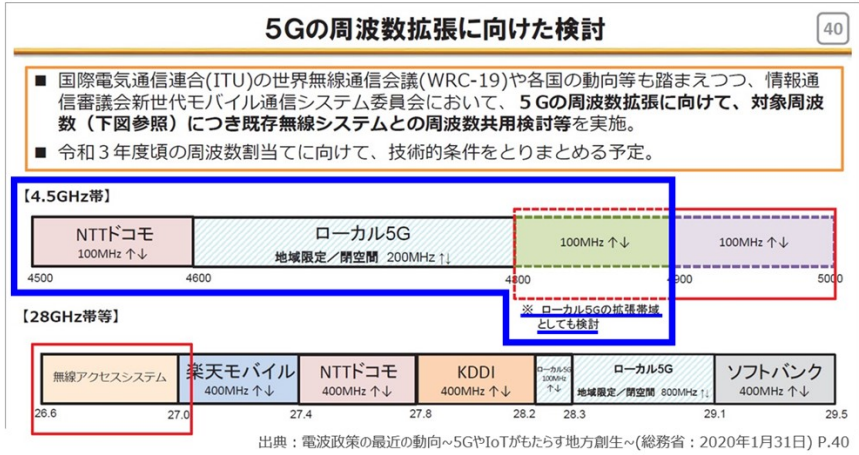
網機能提供計画は
共同調達に関する懸念を解消しない

①電気通信事業法(禁止行為規制等)の遵守のみでは不十分

不当な差別的取扱いにはあたらずとも、 結果的に競争優位性が著しく高まる事例が考えられる

事例② (NTTドコモ殿・ローカル5G割当周波数) 17

4.8-4.9GHzがローカル5Gに割り当てられた場合、
NTTドコモ殿とNTT東西殿(ローカル5G)での共同調達が考えられ、競争優位性をより高める



4.5GHz帯については、
NTTドコモ殿・NTT東西殿(ローカル5G)間で
共同の機器が使用できる可能性

共同調達が認められるのであれば、
NTTグループ殿の優位性をより高めるおそれ

4.5GHz帯共用機器のメリットを享受できるのは
NTTドコモ殿・NTT東西殿(ローカル5G)のみ

NTT東西殿が差別的取扱いをせずとも、
結果的に競争事業者は排他される

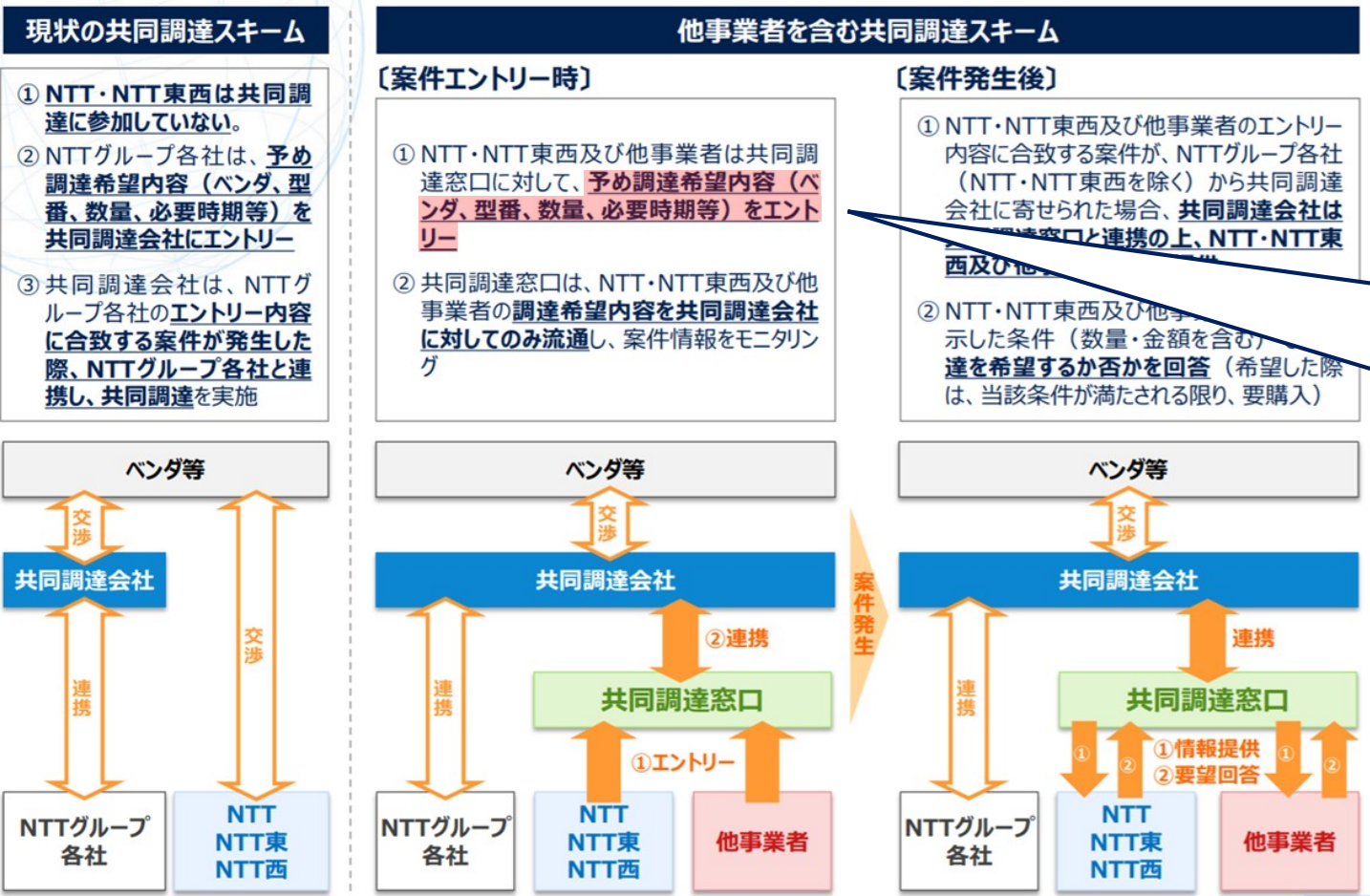
そもそも、ローカル5GへのNTT東西殿の参入自体に強い懸念

出典：NTTグループにおける共同調達に関する検討会(第1回) 資料1-4 当社説明資料(2020年3月24日) P.17

② 共同調達スキームへの競争事業者の参加は事実上困難

調達関連情報はNTTグループ殿に容易に提示できるものではない

(別紙2) 他事業者を含む共同調達スキームのイメージ NTT



**ベンダ・型番・数量・必要時期等は、
営業・経営戦略情報のひとつ**

**外部に容易に提示できる情報ではなく、
現時点において参加は困難と想定**

③ 網機能提供計画は共同調達に関する懸念を解消しない

網機能提供計画の公表は、**接続条件の公平性を担保しない**

NTTグループ共同調達に関する懸念① 4

共同調達は調達コストの低減のみにとどまらず、**各社戦略共有**や**機器の共同開発等**を通じて**グループ一体化(競争事業者の実質排除)**につながり得るものであり、**公正競争環境に与える影響・懸念は非常に大きい**

【共同調達を行う場合のフロー】



網機能提供計画の届出・公表

網機能提供計画の公表時点では、**既に競争事業者との間で非対称性**が生じている



NTTグループ殿による先行検討期間
(仕様等は既に確定)

||

競争事業者との非対称性

競争事業者の検討

(1) 公正競争を阻害しない範囲において例外的に共同調達

共同調達の実施にあたっては、下記のような懸念等も踏まえ、
公正競争を阻害しない「例外的」な範囲の具体化が必要

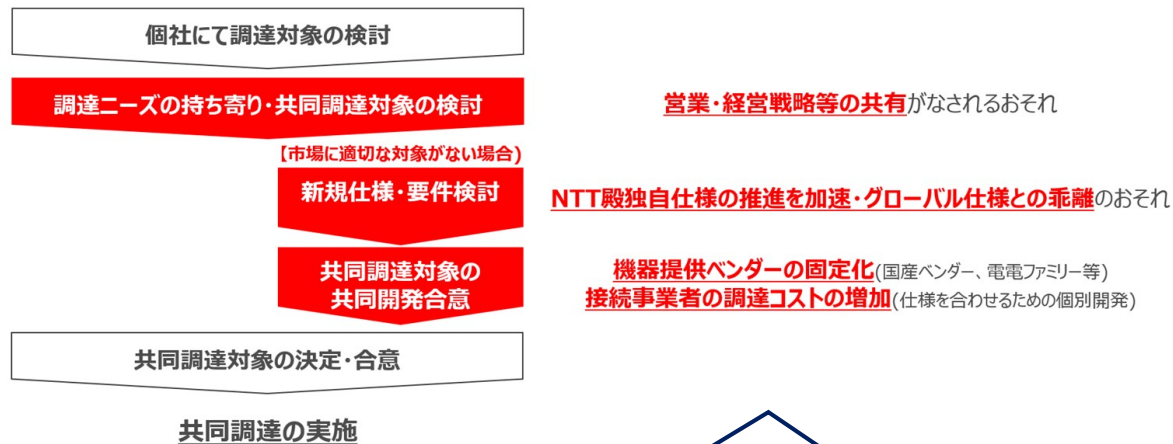
出典：NTTグループにおける共同調達に関する検討会(第1回) 資料1-4 当社説明資料(2020年3月24日) P.4-5

NTTグループ共同調達に関する懸念①

4

共同調達は調達コストの低減のみにとどまらず、**各社戦略共有**や**機器の共同開発等**を通じて
グループ一体化(競争事業者の実質排除)につながり得るものであり、
公正競争環境に与える影響・懸念は非常に大きい

【共同調達を行う場合のフロー】



NTTグループ一体化(競争事業者の排除)

NTTグループ共同調達に関する懸念②

5

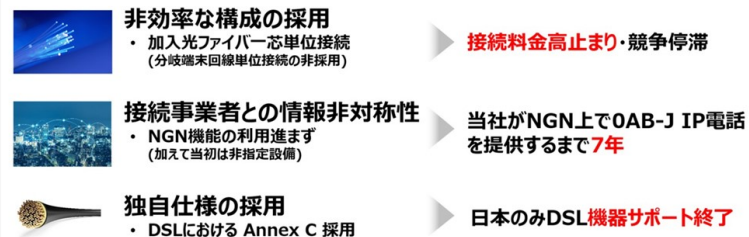
過去例においても、NTT殿の独自仕様化等により、
NTT殿と競争事業者間での非対称性が生じてきた経緯があり、
共同調達が活発化することで再度このような弊害が発生する懸念もある

政策検討における重要な視点

16

安価かつ多様な先端サービスの享受を可能とすべく
ネットワークや技術基盤の**変革期こそ、公正競争を意識した仕組み作りが必要**

技術変革期に生じた過去事例とその影響



5G・IoT時代に向け
ルール変更については
より慎重な議論が必要

出典：電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会主催ヒアリング(第1回) 資料1-12(2020年10月12日) P.16

NTT殿と競争事業者の非対称性

「例外的」な範囲の具体例

① **調達可能な品目を限定** ② **閾値による制限**

① 調達可能な品目を限定

公正競争阻害のおそれがある品目は共同調達の対象外とすべき

対象外とすべき品目(例)	公正競争阻害のおそれ
サーバ・ルータ	<ul style="list-style-type: none"> • NTT殿仕様(インタフェース、その他製品仕様)の固定化 • 相互接続・卸を受ける競争事業者のサービスへの制約・変更(運用上、NTT殿の仕様に左右される部分が多い)
基地局設備・設置工事	<ul style="list-style-type: none"> • NTTドコモ殿とNTT東西殿の連携(機器共通化、共同工事等)
ユーザ設備 (端末装置、携帯機器 等)	<ul style="list-style-type: none"> • NTT殿仕様の固定化 • NTTドコモ殿とNTT東西殿の連携(機器共通化、共同工事等)

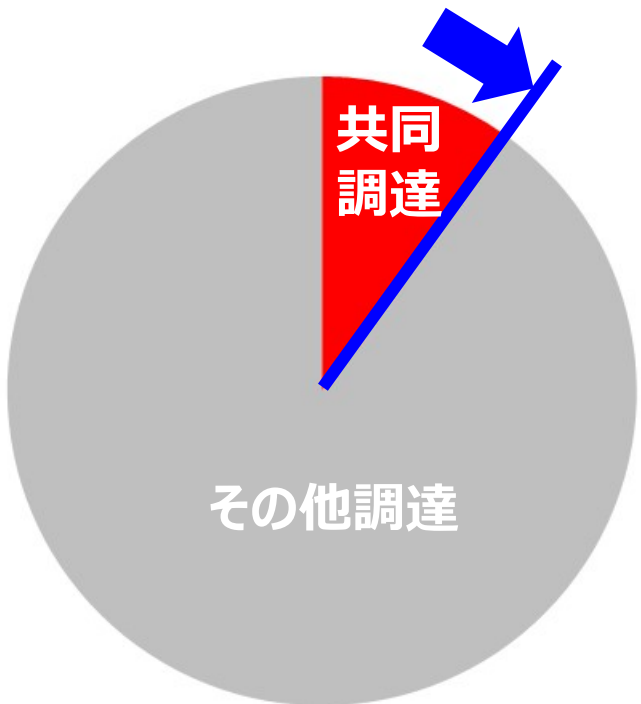
共同調達はいくまで「例外的」に認められることを踏まえ、
ホワイトリスト方式にて公正競争阻害のおそれがない品目のみ許容

② 閾値による制限

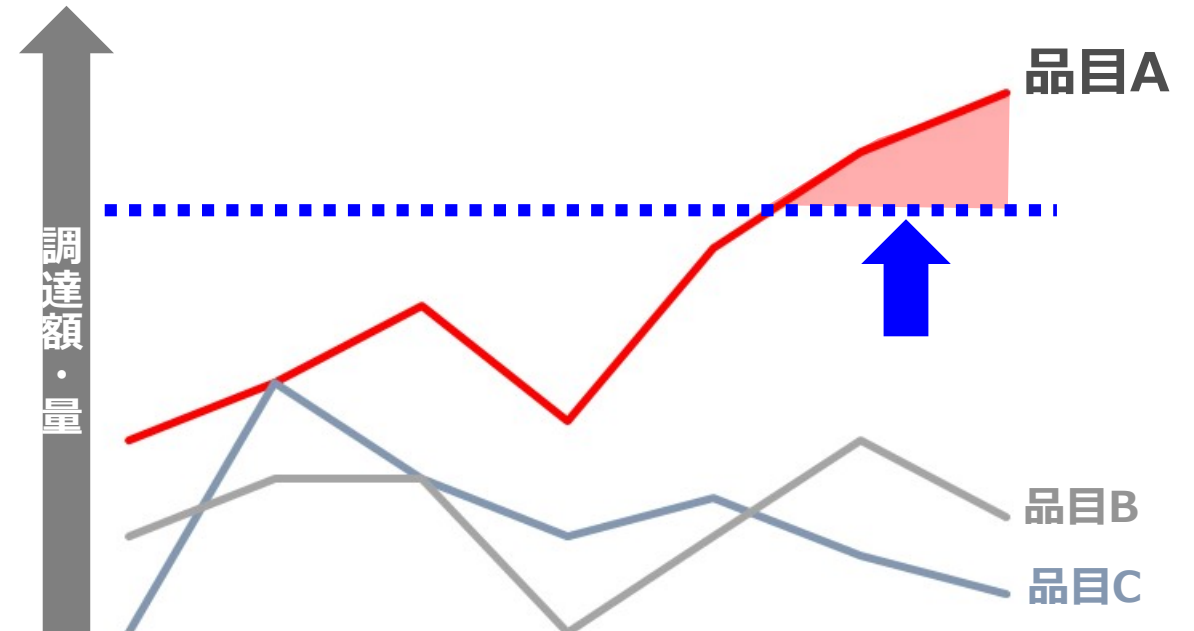
共同調達はいくまで「例外的」に認められることを踏まえ、
公正競争を阻害しない調達額・量に限定

【制限の例】

NTT殿・NTT東西殿の調達額に占める
共同調達額の割合



調達品目毎の共同調達額・量



包括的検証で同様に例外的に許容された他者設備利用については、 NTT東西殿において「例外」となるケースを提案

電話サービス提供における他者設備利用

この点について、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 東西」という。)は、2025年までに公衆交換電話網(PSTN)をIP網に移行するに当たり、**利用者が極端に少ない等の事情によりメタル再敷設や光化が極めて不経済となる場合に限り、アクセス区間の一部に他者の無線設備を利用して効率化を図ることを提案している。**

中間答申においては、NTT法の趣旨を踏まえ、NTT東西の電話サービスの提供については、**自己設備設置¹を基本とした上で、2030年代に向けた社会構造の変化等を見据えれば、他者設備の利用が真に必要・合理的と認められる場合、これを例外的に認める**ことは、将来にわたる低廉で安定的なサービス提供に資するといえることから、主に次のセーフガード措置を講ずることを確保すべく、所要の制度整備を講ずることが提言された。

出典：電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申(情報通信審議会：2019年12月17日) P.8

- **利用者が極端に少ない**
- **メタル再敷設・光化が極めて不経済**

**他者設備の利用が真に必要・合理的な場合
(自己設備設置に比してその割合は極めて少ない)**

参考：電話サービス提供における他者設備利用

a. 山間エリアや離島エリア等のルーラルエリア

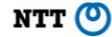
- ルーラルエリアの基準について、500mメッシュ内に存在する回線数が1~3回線のエリアを一例として紹介したところであるが、ユニバーサルサービス制度において、補填対象となる「高コスト地域」(上位4.9%)の考え方を参考とし、500mメッシュ内の需要が疎らなところから積み上げた回線数が合計4.9%相当となるエリアも一例として紹介する
- なお、実務的には、500mメッシュ内に存在する回線数を基準に運用することは容易でないため、上記を参考に、実務的に運用しやすい基準を定める必要がある

出典：基盤整備等の在り方検討WG(第3回) 資料基3-1 日本電信電話株式会社等 説明資料(2019年9月24日) P.5

例外的に許容される範囲の考え方について NTT殿より提案

- 500mメッシュ内に存在回線数が1~3回線
- 過疎地から4.9%相当回線

ルーラルエリアを巡る社会環境の変化

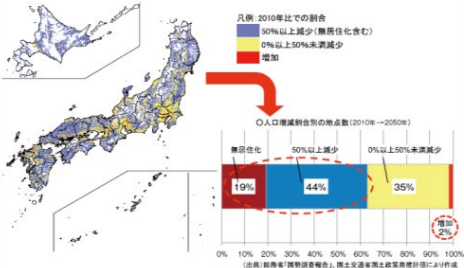


■ 2030年頃の我が国を展望すると、少子高齢化や過疎化の進展等により社会構造が大きく変化(国土交通省の調査報告等によれば、今後、多くの集落が無居住化する可能性あり)

国土のグランドデザイン2050 (国土交通省：2014年7月)

- 現在の居住地域(1km²単位)の6割以上で人口が半分以下となり、2割は無居住化
- 人口が増加する地点の割合は約2%(主に大都市圏に分布)

[2010年を100とした場合の2050年の人口増減状況]



過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査 (国土交通省・総務省：2016年9月)

- 条件不利地域でいずれ3,614の集落が消滅(市町村による予測)

当面存続	66,001	(87.2%)
無居住化	3,614	(4.8%)
計*	75,662	(100%)

* 過疎地域等条件不利地域に存在する集落(1,028市町村、1,538万人)合計値には無回答を含む(6,047、8%)

- 多くの集落で現に発生している問題や現象(市町村による認識)

- ✓ 空き家の増加 (82.9%)
- ✓ 耕作放棄地の増大 (71.6%)
- ✓ 商店・スーパー等の閉鎖 (64.0%)
- ✓ 公共交通の利便性低下 (51.3%)
- ✓ 道路等の維持が困難 (27.6%)
- ✓ 上下水道の維持が困難 (14.8%) 等

他者設備利用を真に必要とする背景について NTT殿より定量的な提示あり

出典：情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会(第4回) 資料4-2 日本電信電話株式会社 説明資料(2019年1月30日) P.26

(2)利用者への利益の還元

公正競争を阻害しない範囲で例外的に認められるものである以上、
NTTグループ^o殿の競争力強化のみが効果として現れるのは認められない

共同調達の狙い

NTT 

■ 当社としては、共同調達を実施することで更なる調達コストの低減を図り、研究開発力の強化等による国際競争力の強化やネットワークサービスの提供料金の低廉化等による利用者利便の向上に努めていきたい

- IOWN構想等の研究開発力の強化
- ネットワークサービスの提供料金の低廉化
- グローバルなOTTプレイヤー等に対する競争力の強化
- NW設備・機器に関するセキュリティ確保の強化

〔調達プロセスの中で、専門家と連携しながら、効率的にセキュリティをチェックする体制を組み込む等〕

共同調達の結果としてのNTTグループ^o殿の競争力強化

ネットワークサービス(光サービス卸等)の料金低廉化が必須

【通信事業者における投資の促進について】

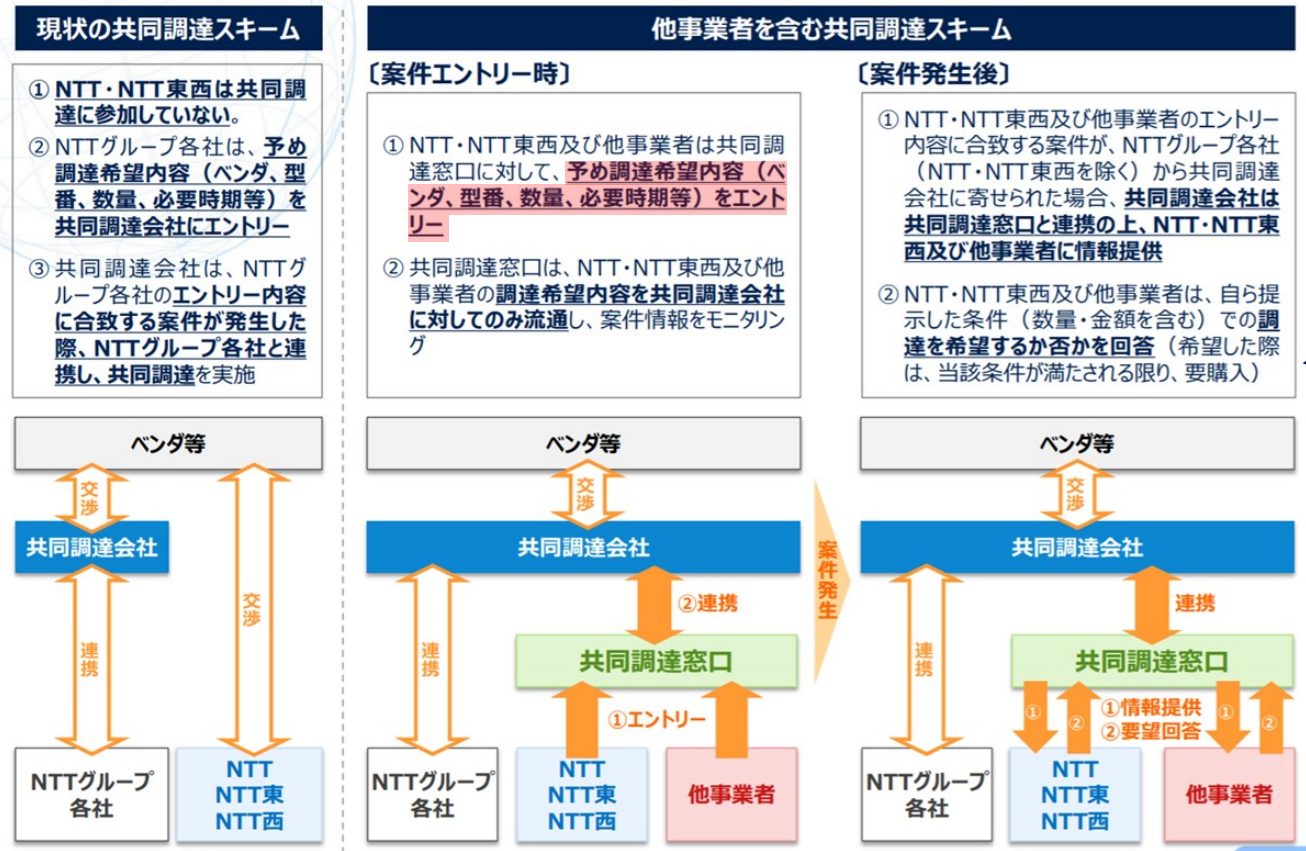
- 日本の国際競争力の強化に向けては、セキュリティの確保の強化に加え、IOWN 構想等の研究開発力の強化や光サービス卸料金をはじめとするサービスの低廉化を実現していくためには、更なるコスト効率化が必要。NTT グループの共同調達スキームの対象に NTT 持株・NTT 東西を加え、更なる調達コストの低減を推進していきたい。(NTT)

出典：電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申(情報通信審議会：2019年12月17日) P.50

(3)他の事業者も含めた共同調達

競争事業者の参加・公平性を確保するためには、対象品目の限定が必要
 (競争事業者がNTT殿に対して、共同調達に必要な情報を提供可能な品目に限定)

(別紙2) 他事業者を含む共同調達スキームのイメージ **NTT**



調達品目によっては経営戦略情報が含まれ
 実効的ファイアウォールの有無を問わず
競争事業者の利用は想定し難い

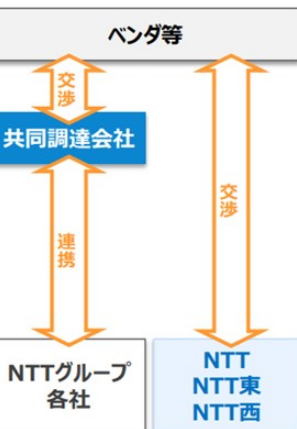
(3)他の事業者も含めた共同調達

NTT殿提案の共同調達スキームについて、事前に少なくとも下記を明確にすべき

(別紙2) 他事業者を含む共同調達スキームのイメージ NTT

現状の共同調達スキーム

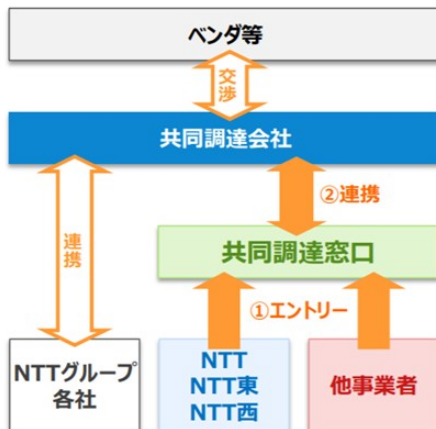
- ① NTT・NTT東西は共同調達に参加していない。
- ② NTTグループ各社は、予め調達希望内容（ベンダ、型番、数量、必要時期等）を共同調達会社にエントリー
- ③ 共同調達会社は、NTTグループ各社のエントリー内容に合致する案件が発生した際、NTTグループ各社と連携し、共同調達を実施



他事業者を含む共同調達スキーム

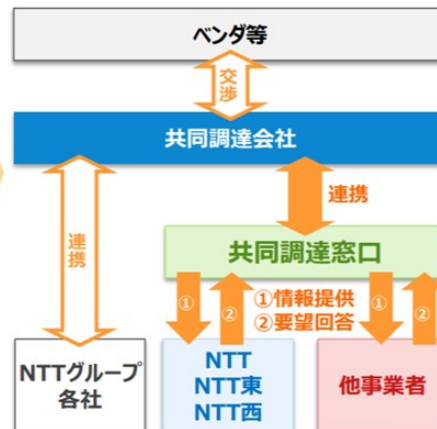
〔案件エントリー時〕

- ① NTT・NTT東西及び他事業者は共同調達窓口に対して、予め調達希望内容（ベンダ、型番、数量、必要時期等）をエントリー
- ② 共同調達窓口は、NTT・NTT東西及び他事業者の調達希望内容を共同調達会社に対してのみ流通し、案件情報をモニタリング



〔案件発生後〕

- ① NTT・NTT東西及び他事業者のエントリー内容に合致する案件が、NTTグループ各社（NTT・NTT東西を除く）から共同調達会社に寄せられた場合、共同調達会社は共同調達窓口と連携の上、NTT・NTT東西及び他事業者に情報提供
- ② NTT・NTT東西及び他事業者は、自ら提示した条件（数量・金額を含む）での調達を希望するか否かを回答（希望した際は、当該条件が満たされる限り、要購入）



①左記以外の共同調達の有無

- ・ 本スキーム以外での共同調達の実施有無
- ・ 無い場合、これを担保・確認する方法の明確化

②案件エントリーの詳細

- ・ 案件エントリー時期・回答スケジュール等の詳細
- ・ 案件エントリーに必要な項目の詳細

③「共同調達窓口」の詳細

- ・ 運営会社、運営者の所属等の詳細

④ファイアウォールの詳細

- ・ 「調達窓口」「調達会社」「NTTグループ各社」との間の「ファイアウォール」の具体的措置、適正性の担保方法

(4) 公正競争を阻害しない範囲での共同調達の実施に関する方針の策定

(1)～(3)について本検討会の方針として策定・公表したものに基づくべき

(1) 公正競争を阻害しない範囲において例外的に共同調達

- NTT殿から示された共同調達の実施方針は、公正競争環境を確保する取り組みとして不十分
- 公正競争を阻害しない「例外的」な範囲として具体化(①調達可能品目の限定、②閾値による制限)されたルールの下で実施する

(2) 利用者への利益の還元

- NTT殿のネットワークサービス(光サービス卸等)の提供料金低廉化を要件とする

(3) 他事業者も含めた共同調達

- 競争事業者の参加・公平性を確保すべく、対象品目を限定して実施する
(競争事業者がNTT殿に対して、共同調達に必要な情報を提供可能な品目に限定)
- 共同調達スキームについて、事前の詳細条件公表を要件とする

1. 前提
2. 各論(実施条件)
- 3. 各論(担保措置)**
4. まとめ

検証のための報告の必要性

共同調達の状況の公表の適宜実施のみでは不十分
「経営情報に係るものは公表対象外」とあるが、検証のための報告は必要

共同調達の実施方針、共同調達の状況の公表等



■ 共同調達の実施にあたっては、最終答申の内容も踏まえ、公正競争環境を確保する取組みとして、以下の対応を実施する考え

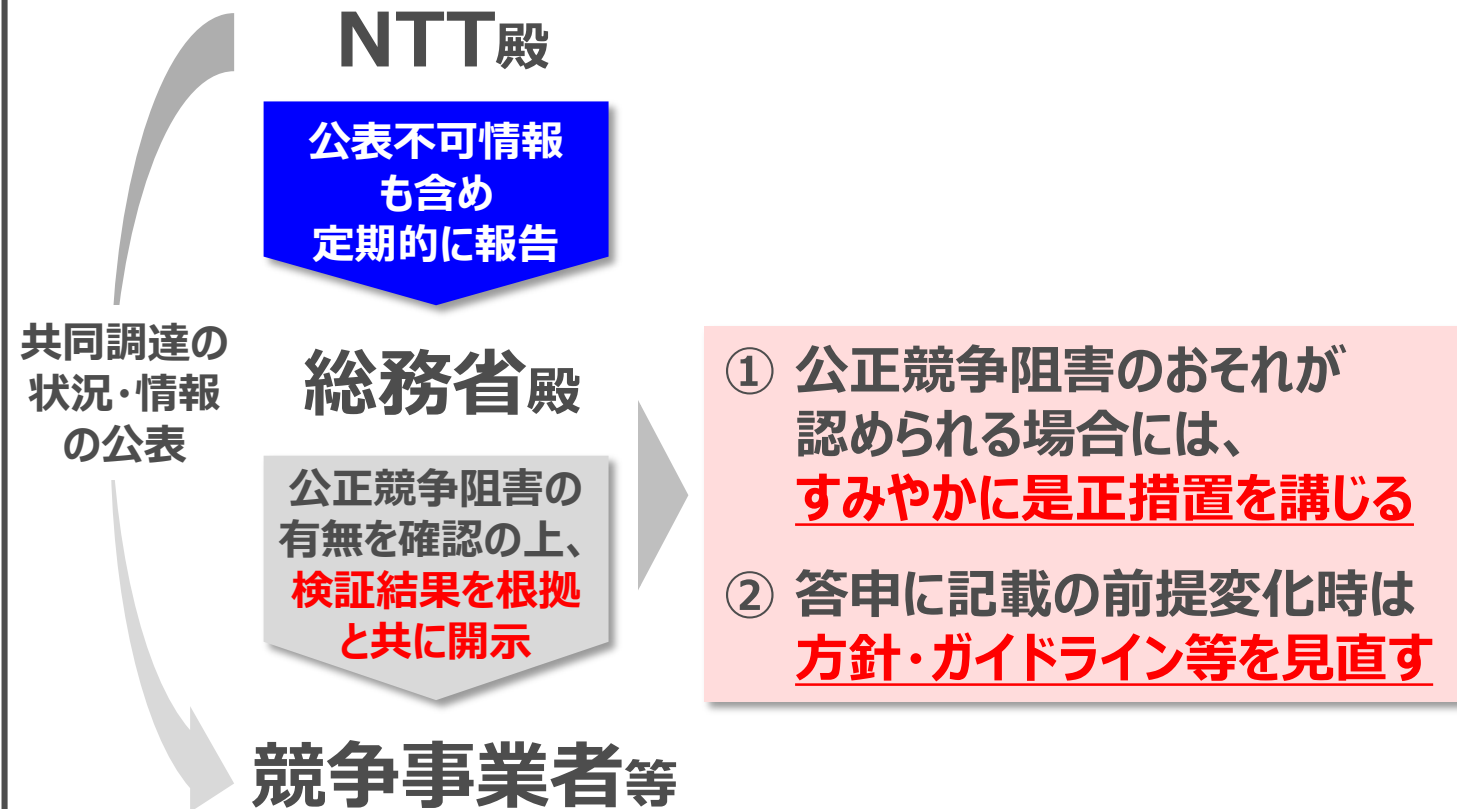
- 不当な差別的取扱いを行わない等、電気通信事業法の趣旨を踏まえた対応を実施する
- NTT・NTT東西が参加する共同調達スキームに**NTTグループ外の電気通信事業者も参加できる機会を設ける**（調達元ベンダの了承、NTTグループ各社と同等の費用負担等が前提）※別紙1、2参照
- 共同調達の状況の公表等を適宜実施する（経営情報に係るものは公表対象外）

Copyright 2020 NIPPON TELEGRAPH AND TELEPHONE CORPORATION

4

出典：NTTグループにおける共同調達に関する検討会(第1回) 資料1-5
 日本電信電話株式会社 説明資料(2020年3月24日) P.4

情報の開示・事後措置



NTT・NTT東西殿の調達額の比率上昇時の対応

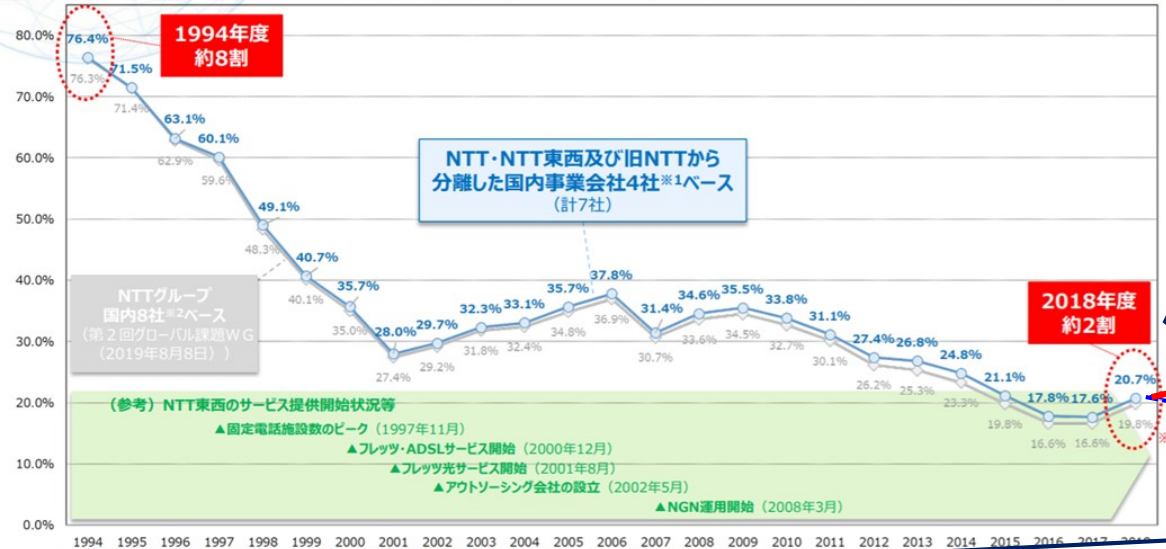
NTT・NTT東西殿の調達額の比率が一定水準に低下したことが許容の前提である以上、当該比率が上昇に転じた場合には共同調達を再度禁止すべき

NTT・NTT東西の購買力は低下



■ 「NTT・NTT東西及び対象4社の調達額」に占める「NTT・NTT東西の調達額」の比率が大きく低下し、対象4社がNTT・NTT東西の購買力を使用することで公正競争環境を歪めるような状況ではなくなっている

□ 「NTT・NTT東西及び旧NTTから分離した国内事業会社4社の調達額」に占める「NTT・NTT東西の調達額」の比率



一方で、資材調達を取り巻く環境が大きく変化し、かつては国内総合通信ベンダからの調達が大宗を占めていたものが、グローバル通信ベンダからの調達へとシフトするとともに、NTTグループ全体の調達額に占めるNTT及びNTT東西の調達額の割合自体が大きく低下し¹⁶、市場に与える影響は小さくなってきている。

¹⁶ NTTによれば、NTTグループ各社^{※1}の調達額^{※2}に占めるNTT及びNTT東西の調達額の割合は、NTTドコモ分社時(1994年度)の約8割から2017年度には約2割まで低下するとともに、NTT及びNTT東西の調達額も、2017年度には、NTTドコモ分社時の約1割に低下している。

出典：電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申(情報通信審議会：2019年12月17日) P.52

比率が上昇に転じた場合は再度禁止

横ばい or 低下が共同調達許容の前提

* 対象となる資材は、ルータ・サーバ・パソコン等のハードウェア、ソフトウェア、ケーブル類等(携帯電話端末は除く)。

比率算定の妥当性(分子・分母等)も要検証

出典：NTTグループにおける共同調達に関する検討会(第1回) 資料1-5 日本電信電話株式会社 説明資料(2020年3月24日) P.2

共同調達で得られる効果の公表・検証

少なくとも**NTT殿が共同調達で得られる効果として示している項目**については
総務省殿における検証とともに、状況の公表が必要

共同調達の狙い



■ 当社としては、共同調達を実施することで更なる調達コストの低減を図り、研究開発力の強化等による国際競争力の強化やネットワークサービスの提供料金の低廉化等による利用者利便の向上に努めていきたい

- IOWN構想等の研究開発力の強化
- ネットワークサービスの提供料金の低廉化
- グローバルなOTTプレイヤー等に対する競争力の強化
- NW設備・機器に関するセキュリティ確保の強化

〔 調達プロセスの中で、専門家と連携しながら、効率的にセキュリティをチェックする体制を組み込む等 〕

以上の環境変化や、NTT 再編時等と比較して禁止行為規制等の公正競争を確保するための一定の規律が整備されていることを踏まえれば、NTT グループの強い購買力を背景とした公正競争の阻害を防止するというNTT グループの共同調達に係るルール趣旨は引き続き維持しつつも、公正競争を阻害しない範囲において例外的に共同調達を認めることは、調達コストの低減等の効果を通じて、利用者への利益の還元が期待されるとともに、グローバル展開や先端的な研究開発に対する投資の促進に資すると思われる。また、上記のスキームを通じ、希望に応じて他の事業者も含めた共同調達が行われることにより市場の活性化が期待される。

出典：電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申(情報通信審議会：2019年12月17日) P.52

**共同調達の効果が市場にどのように反映されたかに関する
 NTT殿における評価及び総務省殿の検証結果の公表が必要**

**NTTグループ殿のプラスの効果と
 少なくとも同等の効果が競争事業者に生じていなければ
 共同調達の禁止等の是正措置が必要**

IOWN構想・ネットワーク仮想化進展等の影響確認

IOWN構想、ネットワーク仮想化の進展等により、 答申で前提としている環境に変化が生じていないか等の確認・検証が必要

事例①(IOWN構想による調達拡大)

16

オールフォトリソの新たなネットワーク構想実現に向けて、
資材調達を取り巻く環境が答申記載(市場に与える影響が小さくなっている)と大きく変わる可能性

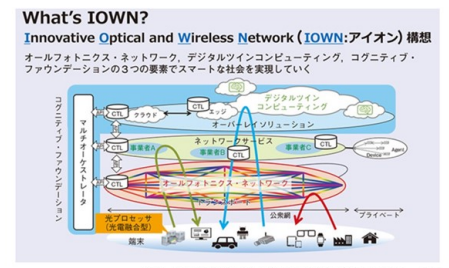
「光でゲームチェンジ」 NTT澤田社長が描く未来
2019/6/14 16:00

6月11日に閉幕した「世界デジタルサミット2019」(日本経済新聞社・総務省主催)に参加したNTTの澤田純社長に、ネットワークから端末まですべて「光」を使う「IOWN(アイオン)」と呼ぶ新構想を発表した狙いなどを聞いた。

—オール光の情報処理基盤が実現することで、どのようなメリットが生まれますか。

「エレクトロニクス中心で動いてきた世界にゲームチェンジを図れる。低消費電力や低遅延、高速性といったメリットをもち、チップから機器の製造、開発までエコシステムを変える可能性がある。これまでの電子回路を使っていた機器が、光半導体、光ケーブル、光パソコンに変わっていくイメージだ。リアルタイム性を追求する自動運転や(あらゆるモノがネットにつながる)IoTは、こうした基盤が無ければ実現できない」

出典：日本経済新聞 電子版(2019年6月14日)



エレクトロニクス中心で動いてきた世界にゲームチェンジ
チップから機器の製造、開発までエコシステムを変える

調達環境が大きく変わる可能性

一方で、資材調達を取り巻く環境が大きく変化し、かつては国内総合通信ベンダからの調達が大宗を占めていたものが、グローバル通信ベンダからの調達へとシフトするとともに、NTTグループ全体の調達額に占めるNTT及びNTT東西の調達額の割合自体が大きく低下し¹⁶、市場に与える影響は小さくなってきている。

出典：電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申(情報通信審議会：2019年12月17日) P.52

IOWN研究開発・導入、ネットワーク仮想化に伴う調達等 によって、前提・環境変化がないか確認・検証が必要

- 国内ベンダ回帰・囲い込み
(5G投資促進税制等による国内ベンダー拡大の流れ等変化あり)
- NTT殿独自仕様推進・グローバル仕様との乖離有無

競争事業者の排除につながる懸念あり

出典：NTTグループにおける共同調達に関する検討会(第1回)資料1-4 当社説明資料(2020年3月24日) P.16

確認・検証内容	公表・報告項目(例)
<p>NTT・NTT東西殿の共同調達の実態・ 例外的許容の前提である共同調達額比率等の検証</p>	<ul style="list-style-type: none"> • NTT・NTT東西殿及びグループ各社の調達額・推移 • NTT・NTT東西殿の調達額比率・推移 • 特定の品目毎の調達額・推移 • 特定の品目毎の単価・推移 • 共同調達比率算定の妥当性に関する情報 • 共同調達した商品・品目 等
<p>公正競争を阻害しない範囲において 例外的に共同調達がされていることの検証 (①調達可能品目の限定 ②閾値による制限)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 他事業者の参加した共同調達の実績 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 共同調達に占める他事業者の参加・マッチングの状況 等 • ファイアウォール担保の詳細 等
<p>他事業者を含めた共同調達の実態・ 運用の適正性の検証</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 新技術研究開発・導入に係る共同調達の内容・実績 等 <ul style="list-style-type: none"> ➢ IOWN研究開発・導入に伴う調達 ➢ ネットワーク仮想化に伴う調達 等
<p>IOWN構想、ネットワーク仮想化の進展等 による環境変化の有無・影響の検証</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 他事業者の参加した共同調達の実績 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 共同調達に占める他事業者の参加・マッチングの状況 等 • ファイアウォール担保の詳細 等

公正競争環境確保のため、例外的な共同調達の許容にあたり (1)~(4)の条件及び事後措置の履行を担保すべく認可制が必要

議論・考慮が必要なポイント③(総務省殿の認可)

21

仮に、最低限の範囲で共同調達を認めることが検討される場合においても、**公正競争を阻害しないことを担保すべく、認可制を導入していただきたい**

他者設備利用

このため、NTT 東西による他者設備の利用に当たっては、電話の役務の提供に係る責務を確保する観点から、以下(2)~(5)の考えに基づき、所要の要件を満たすことを確認すべく、NTT 東西の申請に基づく認可制を導入することが適当である。また、現行の交付金制度との関係については、以下(6)の考えに基づき対応を行うことが適当である。

出典：電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申 概要(情報通信審議会：2019年12月17日) P.8

**所要の要件を満たすことを確認すべく
NTT東西殿の申請に基づく認可制**

共同調達

他方で、公正競争を確保する観点からは、NTT グループにおいて、公正競争を阻害しない範囲での共同調達の実施に関する方針の策定、共同調達の状況の公表等の自主的な取組を行うとともに、共同調達を求めるに当たり、総務省において公正競争への影響等を検証することし、NTTに対して共同調達の運用状況等に関する定期的な報告を求めるとの担保措置が必要である。

出典：電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申 概要(情報通信審議会：2019年12月17日) P.52

NTTグループにおいて**自主的な取組**
総務省において**(事後的な)担保措置**

担保措置としては不十分であり、認可制の導入が必要

**これまで禁止されていた行為を
新たに許容するもの**

▼

**他者設備利用と同様に、まずは
認可制により条件担保を確実にすべき**

1. 前提

2. 各論(実施条件)

3. 各論(事後措置)

4. まとめ

共同調達実施の許容可否について

少なくとも品目制限と事前認可・事後検証等の実施が必須
十分な制度整理ができない場合、**共同調達の実施を認めるべきではない**

最低限

- 共同調達にあたり懸念がない品目に限定して許容
- 認可制の導入・事後検証及び検証に基づく是正措置
- 前提条件、環境変化時の制度見直し

- 「例外的」な範囲の具体化(①調達可能品目の限定、②閾値による制限)が必要
- 共同調達の効果としてネットワークサービス(光サービス卸等)の料金低廉化が必要
- 競争事業者の共同調達スキーム参加・公平性確保のためには、対象品目の限定が必要

- 共同調達の状況の公表に加え、検証のためには経営情報に係るものも含む報告が必要
- 公正競争阻害のおそれがある場合には、すみやかに是正措置を講じる必要がある
- 答申に記載の前提変化時は、方針・ガイドライン等を見直す必要がある

- 共同調達許容の条件及び事後措置の履行を担保すべく、認可制が必要